

氏 名 井上 裕介

登録番号 第 27120231 号

事務所名称 井上社労士事務所

事務所所在地 大阪府岸和田市堺町2-12 SAKAE BLD403

所属社会保険労務士会 大阪府社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止  
(令和6年3月1日から1年)

処分理由 株式会社 A、株式会社 B 及び C 有限会社から受託した雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給申請業務に際し、いずれも、会社の労務管理書類等事実を裏付ける資料の確認を一切行っていないことから申請内容が事実と反するおそれがあると認識していたにもかかわらず、これら助成金の支給申請書一式に事実と反する内容を記載するとともに、雇用の有無、休業日数、賃金支払額等の実態と異なる賃金台帳等を自ら作成し、大阪労働局長に提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び第 25 条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。